

大野城市広告掲載指針

平成 24 年 3 月 29 日指針第 2 号

改正 平成 29 年 6 月 5 日指針第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この指針は、大野城市広告掲載取扱要綱（平成 19 年要綱第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告の掲載に当たって必要な事項を定めるものとする。

(規制対象業種)

第 2 条 次に掲げる業種に係る事業者の広告（当該業種の営業に関するものに限る。）は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業及びこれらに類する業種
- (3) たばこに関するもの
- (4) 商品先物取引（昭和 25 年法律第 239 号）に規定する先物取引
- (5) ギャンブルに関するもの（公営ギャンブル、宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- (6) 医療、医薬品又は化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に抵触するもの
- (7) 法律に定めのない医療類以行為を行う施設
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 現に法令等に違反している事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 大野城市広告掲載取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により掲載しない広告は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反するものとは、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売及び提供等をするものが禁止されている商品又はサービスの製造、販売及び提供をするもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスの製造、販売及び提供をするもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの製造、及び提供をするもの
- (2) 暴力団、暴力団員を利するものとは、暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、暴力団の勢力誇示若しくは組織維持につながるもの又は得た金銭が暴力団の資金源になるものをいう。
- (3) 公序良俗に反するものとは、次のようなものをいう。

- ア 暴力、賭博、規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、社会的秩序を乱すもの
- (4) 人権侵害となるものとは、次のようなものをいう。
- ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、他の者の名誉若しくは信用をき損し、又は業務を妨害するもの
 - イ 人種・性別・心身の障がい等に関する差別的な表現その他の不当な差別につながる表現等を含むもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの又はプライバシー等を侵害するもの
- (5) 政治性のあるものとは、次のようなものをいう。
- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの（選挙広告を含む。）
 - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの（政党広告を含む。）
- (6) 宗教性のあるものとは、宗教団体による布教推進等を目的とするものをいう。
- (7) 社会問題についての主義主張に関するものとは、個人又は団体の意見広告をいう。
- (8) 青少年の育成を害するものとは、次のようなものをいう。
- ア 水着姿、下着姿その他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出しているもの
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し助長するもの
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）で規制されるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるものとは、次のようなものをいう。
- ア 広告主の法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）が明記されていないもの
 - イ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの
 - ウ 代理店、副業、内職、会員の募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - エ 通信販売で、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し又は支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - オ 通信教育、講習会、塾又は学校に類する名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なもの
 - カ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に抵触するもの

- キ 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招く表現を含むもの（客観的に実証されたものを除く。）
 - ク 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - ケ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - コ 虚偽の内容を表示するもの
 - サ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - シ 投資信託の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現を含むもの
 - ス 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品として明示又は暗示するもの
 - セ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示のもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
 - ソ 他人名義の広告
 - タ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨が表示されていないもの
 - チ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのように誤認させる表現を含むもの（国、地方公共団体その他の公共機関が認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
 - (10) 美観風致を害するおそれがあるものとは、デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるものをいう。
 - (11) その他掲載し、提出する広告として不相当であると市長が認めるものとは、次のようなものをいう。
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
 - エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - オ 占い、運勢判断等に関するもの
 - カ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
 - キ 謝罪、釈明等のもの
 - ク 尋ね人、養子縁組等のもの
 - ケ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
 - コ 国内世論が大きく分かれているもの
 - サ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (リンク先ホームページへの準用)

第4条 ホームページの広告に関しては、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を準用する。

(業種ごとの掲載基準)

第5条 次の各号に掲げる業種の広告掲載については、当該各号に定めるところにより判断するものとする。

- (1) 語学教室等 「一カ月で確実にマスターできる」や「一番授業料が安い」等の安易さや受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
- (2) 学習塾、予備校、専門学校等
 - ア 合格率等実績を掲載する場合は、実績年を併せて表示する。
 - イ 通信教育、講習会、塾又は学校に類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
- (3) 資格講座
 - ア 取得しようとする資格の内容を明記する。
 - イ 取得のために国家試験等を受験する必要がある場合は、講座受講だけで資格が取得できるといった誤解を招く表示はしない。
 - ウ 商品又は材料の販売や資金集めを目的としているものは掲載しない。
 - エ 受講費用が全て公的給付で賄えないにもかかわらず、賄えるかのように誤認される表示はしない。
- (4) 病院、診療所、助産所等
 - ア 医療法第6条の5及び第6条の7の規定により広告できる事項以外の事項は一切掲載しない。
 - イ 獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定により広告できる事項以外の事項は一切掲載しない。
 - ウ 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならない。
 - エ 誇大な広告を行ってはならない。
 - オ 客観的事実であることを証明することができない内容を広告してはならない。
- (5) 施術所(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復)
 - ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外の事項は一切掲載しない。
 - イ 法令等に基づく資格を有する施術者が行う施術以外の医療類似行為を行う施設(整体、カイロプラクティック、エステティック等を行う施設をいう。)の広告は掲載しない。
- (6) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器
 - ア 薬事法第66条から第68条までの規定により広告できない事項は一切掲載しない。
 - イ 使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等効能、効果及び安心を保証す

る表示は掲載しない。

(7) 健康食品・保健機能食品類

ア 医療的な効能、効果等の表示は掲載しない。

イ 保健機能食品類は、厚生労働大臣から許可された範囲で効能、効果等を表示することができる。

(8) 弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、司法書士等 掲載名称、所在地及び一般的な事業内容に限り掲載し、顧問先又は依頼者名は掲載しない。

(9) 人材募集広告

ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守しているものに限る。

イ 売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 商品、材料又は機材の販売や資金集めを目的としているものは掲載しない。

(10) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、法令等に基づく必要な許認可（古物営業、廃棄物処理業等）を受けているもの限り掲載する。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物の処理回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等ができる旨の表示は掲載しない。

(11) 結婚相談所、交際紹介所

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容に限る。

ウ 事業の実態が不明であり、個人情報の管理が徹底されていない場合は掲載しない。

(12) 調査会社・探偵事務所等 名称、所在地及び一般的な事業案内に限る。

(13) 質屋・チケット等販売業

ア 個々の相場、金額等は掲載しない。

イ 他と比べて有利であると誤認させる表示は掲載しない。

(14) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般

(ア) 介護保険の給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表示は掲載しない。

(イ) 広告掲載主に関する事項は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限り掲載する。

(ウ) サービスを利用するに当たって、他と比べて有利であると誤認させる表示は掲載しない。

イ 介護老人保健施設 介護保険法第 98 条の規定により広告できる事項に限り、掲載する。この場合において、(ア) 及び (イ) については、本市介護事業所担当課、(ウ) については、福岡県高齢者福祉担当課に確認するものとする。

- (ア) 施設の名称、電話番号、所在地、勤務する医師及び看護師の氏名
- (イ) (ア)に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項及び都道府県知事の許可を受けた事項

ウ 有料老人ホーム 次に掲げる要件全てを満たすものに限り、掲載する。この場合において、(ア)及び(ウ)については、本市介護施設担当課又は介護事業所担当課、(イ)については、福岡県高齢者福祉担当課に確認するものとする。

- (ア) 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項を全て表示する。

(イ) 都道府県の指導に基づいたものである。

- (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しない。

エ 有料老人ホーム等の紹介業

- (ア) 広告掲載主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤認を招く表示は掲載しない。

(15) 不動産業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を表示する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を表示する。

ウ 全国公正取引協議会連合会が定める「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制をと遵守する。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(16) 墓地・霊園等 都道府県知事又は市町村長の許可を取得したものに限り掲載することとし、許可年月日、許可番号及び経営者名を表示する。

(17) 銀行

ア 広告内容については、全国銀行公正取引協議会が定める「銀行業における表示に関する公正競争規約」に基づいたものに限り掲載する。

イ 金銭の貸付けに関する広告は掲載しない。

(18) 証券会社

ア 広告の内容については、日本証券業協会が定める「広告及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)に基づいたものに限る。

イ 商品又はサービスに関して有利な表示だけでなく、リスク及び取引ルールについても表示する。

ウ 金銭の貸付けに関する広告は掲載しない。

- (19) 保険会社
 - ア 広告の内容については、保険業法（平成7年法律第105号）第300条第1項及び金融庁が示す「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいたものに限る。
 - イ 保障対象にならない病気や時期等、契約者に不利な条件も表示する。
 - (20) 旅行業
 - ア 登録番号、所在地、補償の内容を表示する。
 - イ 行程にない場所の写真等不当表示に当たるものは掲載しない。
 - (21) 映画・興行等
 - ア 暴力、賭博、規制薬物の乱用、売春等の行為を容認する内容のものは掲載しない。
 - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。
 - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - エ ショッキングなデザインは使用しない。
 - オ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - カ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
 - (22) 通信販売業 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定を遵守したものに限り掲載し、次に掲げる事項を表示する。
 - ア 連絡先、商品名、内容（条件、制限等がある場合はその内容を含む。）、価格、送料、返品等に関する事項
 - イ 申込みの方法及び期限
 - ウ 引渡しの方法及び時期
 - エ 支払いの方法及び時期
 - (23) クレジット 貸金業法第15条及び第16条並びに割賦販売法（昭和36年法律第159号）第3条第4項、第29条の2第3項及び第30条第3項の規定を遵守したものに限り掲載する。ただし、金銭の貸付に関する内容は掲載しない。
 - (24) 規制対象業種又は事業者等による規制対象業種以外の内容の広告 第2条に定める規制対象業種に該当する事業者による規制対象業種に関連するもの以外の内容の広告は、この指針に定める規制の範囲内でその掲載を認める。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意し、掲載する。
- (1) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する。
 - (2) 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されているものに限る。
 - (3) 無料で参加・体験できるもので、材料費等が別途費用かかる場合には、その内容を表示する。
 - (4) 肖像権・著作権を侵害するものは掲載しない。
 - (5) アルコール飲料は、未成年者の飲酒が禁止されている旨を表示する。
 - (6) 抽象的、あいまいな表現又は誤認させるおそれのある表示（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むものは掲載しない。

(補則)

第6条 この指針に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン及び掲載位置等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定める。

附 則

この指針は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年6月5日から施行する。